

県北広域振興局長告示第40号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成26年9月19日

県北広域振興局長 高橋 信

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
久慈市寺里第28地割105番9、121番の一部及び128番の一部	73.87	4.00～6.00	平成26年8月26日
久慈市新井田第5地割36番9	30.02	5.05	平成26年9月4日

備考 関係図書は、県北広域振興局土木部及び久慈市役所に備えておいて縦覧に供する。